

検証結果 (汚水)

公共下水道計画見直し

公共下水道を現在の計画通り進めるか見直しするかの検討について、国が示すガイドライン（※持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル）に基づき評価を行いました。

国の判定基準に基づく結果：北部処理系統の一部、西部処理系統、南部処理系統の区域は合併処理浄化槽による処理が望ましい

この評価から、公共下水道計画を見直し、まずは整備済み区域と2級河川による地形的要因で分けられた北部処理系統の一部、西部処理系統、南部処理系統の区域を、公共下水道汚水計画区域から外し、この地域については合併処理浄化槽による汚水処理を推進していく方針です。

汚水処理区域面積 従前 1,811 ㏊ ⇒ 変更 1,138 ㏊

推進方策 (汚水)

公共下水道、合併処理浄化槽、コミュニティプラント 3つを合わせた汚水処理の推進

【公共下水道（集合処理）区域】

公共下水道は整備済み区域において、施設の維持更新を計画的に行います。
また、健全な下水道事業経営を行うため、公共下水道への接続を推進します。

【合併処理浄化槽（個別処理）区域】

公共下水道とコミュニティプラントの集合処理区域以外のところは、**合併浄化槽設置補助を継続し、汚水処理普及促進**を図ります。また、適正な維持管理が実施されるよう啓発を行います。

【コミュニティプラント（集合処理）区域】（市内3箇所）

既設施設の点検調査と改築更新を計画的に行い、適切に施設の維持管理を行います。

推進方策 (雨水)

浸水対策の推進

・**雨水計画区域は変更しない**で、新たな雨水整備計画を作成し、**浸水要因を踏まえた効果的な浸水被害を軽減**する対策を進めます。

